

令和8年度から、 「墨田区における地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業」を開始します。

～事業概要～

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動(幼児教育・保育無償化の対象外の施設等)のうち、墨田区が定める一定の基準を満たした施設を対象施設として墨田区が認定し、その利用料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

本事業は、「地域子ども・子育て支援事業」(法定13事業)のうち「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を活用した事業です。

～対象経費・補助額について～

対象経費

対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から一律に徴収する利用料

入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料若しくは実費徴収費(食料費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用)は対象外になります。

補助額の算定方法

対象幼児の保護者が対象施設等に納入した「月額の利用料」と下記により算定される「月額の補助基準額」のいずれか少ない額

月額の補助基準額:対象幼児1人当たり 20,000 円

ただし、次のケースに該当する施設は、下記のとおり算定します。

対象施設等として決定した年度から過去3か年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等については、補助基準額は過去3か年の「平均月額利用料」とします。

開設期間が3か年に満たない施設等については開設時から申請時点までの期間の平均月額利用料と2万円のいずれか少ない金額を補助基準額とします。

重要 「在籍兼利用料納入証明書」の発行及び「交付申請書・請求書」とりまとめについて

対象施設等は、保護者が補助金を請求するために必要な「在籍兼利用料納入証明書」を半年ごとに発行する必要があります。

補助金の交付申請書及び請求書については、対象施設で墨田区分分をとりまとめの上、上記の書類と併せて墨田区にご提出ください。

～対象施設の認定手続について～

認定申請を行う場合、あらかじめ墨田区子ども施設課まで電話連絡を行った上で、下記の必要書類をLogoフォーム(オンライン申請)でご提出ください。(持参又は郵送でも可)

必要書類

様式はこちら

基準適合審査申請書(第1号様式第1片～第5片)
現員の内訳書(第1号様式第6片)
有資格者の資格が確認できる免許状や登録証の写し
職員の勤務体制が分かる勤務割表等
施設の平面図(消火器、消火栓、非常口の位置を明記したもの)
利用案内・パンフレット等(過去3か年分の利用料がわかるもの)
年間活動計画、幼児の健康管理・安全管理等がわかる書類、保険会社との契約書類の写し

提出先(オンライン提出フォーム)

<https://logoform.jp/form/DnDq/1769944>



☑ 対象施設の要件

次の要件に全て適合する必要があります
お手続の前に、必ずご確認ください。

----- MUST CHECK-----

- 開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満であって、週5日以上かつ年間39週以上開所していること。
- 裏面の表に定める基準を満たすこと。
- 企業主導型保育事業でないこと。
- 認可保育所、認定こども園、幼稚園、認証保育所としての認可を受けていないこと。
- 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業としての認可を受けていないこと。
- 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の数が、施設等を利用する満3歳児以上の幼児のおおむね半数以上であること。

< 墨田区外の施設 >

墨田区外に所在する場合も、対象施設等となるためには、**墨田区の認定**を受ける必要がありますので、ご注意ください。



対象施設の認定基準	
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上かつ満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日の利用幼児の数が5人以下の施設に限る。)であること。
3. 設備(有する場合)	集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限るものとし、自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理又は保存機能を有する設備とする。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	建物がある場合は、次に掲げる基準を満たすこと。 ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ウ 集団活動室を2階に置く場合には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には、耐火建築物とすること。この場合において、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合においては、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。 建物が無い場合は、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	幼児一人ひとりの心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食(提供する場合)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明又は情報提供を行うこと。
9. 職員及び幼児の帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10. 会計処理	財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

< 本事業に関する問い合わせ先 >

〒130-8640 墨田区本所吾妻橋一丁目23番20号

墨田区子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育給付担当

03-5608-1583 平日 (対応時間 8:30～17:00 担当者の不在時は、折り返しのご対応になる場合があります。)